

改めて、津久井の歴史を考える

石 野 孝

1 はじめに

2 津久井の歴史～古代から近世～

〔全国的に見ての特異な歴史〕

- ◎ 古代から明治初めの廃藩置県により神奈川県に所属するまで行政単位としての「郡」を使用していない。
- ◎ 元禄四（1691）年より行政単位として全国唯一「県（縣）」を名乗る。

〔古 代〕

① 相甲国堺争い

- 争いの原因と「日本後紀」に記載の経緯

資料①

- ・この地域は都から遠く、山奥の辺境
- ・朝廷直接の裁定、正史「日本後紀」に記載すべき事情

↓

御牧（勅旨牧）の所在・帰属をめぐる争論？

【御 牧】

- 甲斐国 3 牧 「柏^{かしわ}前^{さき}牧」「真^ま衣^{きの}野^の牧」「穂^ほ坂^{さか}牧」の「真^ま衣^{きの}野^の牧」が所在？

- この地域の「馬・牧場・御牧」に関係すると思われる事項

- ・「牧野（現在はマギノと発音）」地名 旧藤野町牧野周辺の地名、
- ・焼き印の出土 上野原町の狐原遺跡 10世紀ごろの層から「山」の文字
- 甲斐国都留郡の郡衙との推定、都・中央と関係が窺える
- ・前年796年、朝廷から地図作成の指令 → 国堺確定の必要 → 争論

資料②

資料②

○ 山梨県武川村（現北杜市）周辺説

- ・村内「牧之原」地名
- ・村内遺跡から「牧」と書かれた墨書土器の出土
- ・牧場の存在が確実だが、御牧とは限らないのでは

【砥 沢】 トザワ

トイシザワ → トウシザワ → トウシガワ（道志川）

- ・「砥」を「トイシ」と読む例 「砥山・トイシヤマ」福井県福井市と鯖江市の県境
- ・「沢」が川に変化した例 「沢井沢踏切」の標示

- 水流は「南北」方向である

【道志】

- ・「下道志」 内郷村寸沢嵐の「道志」 道志村の人からの呼称
- ・「奥道志」 道志村 寸沢嵐の人からの呼称
- ・「相州道志会下へ」（太田道灌状） 道灌、文明18（1486）年主君に殺される
- ・「道志村古屋帳 元龜三年八月甲斐國都留郡内領道志村古屋三拾六軒」（道志七里）
1572年

●以上関係することから時代・時期が明確なのは、「国堺争論について、朝廷の裁定が下ったこと」のみであり、その他は不明のことが多い。従って、それぞれの事柄の関係については、今後の課題としたい。

[中世]

- ① 津久井地域は「得宗領」であったと考えられる。
- ② 呼称「奥三保」
由来については不明である。読み方は「オクサンボウ」とされているが、「勝山記」には「奥三方」とある。
- ③ 砂岩製石造物の存在
板碑、五輪塔、石幢等があるが、板碑については次のような津久井地域独特の特徴がある。
 - ・現在16基（部分も含む）確認されているが、そのうち14基が津久井地域での確認である。2基は八王子、町田市である。
 - ・製造年代は、応永年間に限られる。
 - ・中心になった石工は、個人それも一人であると考えられる。
- ④ 旧相模湖町内郷山口に「方形集積墓」が存在する。資料②・③
 - ・個人の墓地に所在する。
 - ・築造は、13世紀の終わり頃から14世紀の初めの間と考えられる。
 - ・この地域に有力な人物が存在したと考えられるが、関係する資料は、今のところ全くない。
 - ・頂部の五輪塔は砂岩製であり、築造後に建てられたのではないか。
 - ・戦前個人で発掘した際、甲が出たと言われ、現在は古瀬戸四耳壺、古常滑三筋壺などを保管している。
- ⑤ 北条氏所領役帳（永禄2・1559年）に記載の津久井 資料④・⑤
 - ・全体は、小田原衆など各衆の個人ごとにその名前、役高、知行地などが記載されている。津久井は津久井衆の筆頭として城主内藤左近将監が通常どおりに記載されているが、その他は各村ごとに個人名と役高が記載されており、他衆とは全く異なっている。その理由などを考えてみたい。
 - ・各村内の知行者どうして村全体を治めていたのではないか（村落内共同体）
 - ・各村どうして津久井地域全体を治めていたのではないか（村落共同体）
 - ・その村落共同体を津久井城主内藤氏が治めていたのではないか。
 - ・敵知行半所務

⑥ 津久井城主内藤氏五代

内藤大和入道 → 内藤朝行 → 内藤康行 → 内藤綱秀 → 内藤直行

- ・小田原合戦における津久井城の攻防（天正18・1590年6月）
徳川勢に攻められ、津久井城跡西麓「北根小屋」で戦闘があったと思われる。
島村三郎氏宅敷地内から大量の山石、金銅製「不動明王」が見つかった。
津久井方の地侍、野崎牛之助が討ち取られている。
- ・落城時の当主直行は妻の兄、松田直秀とともに北条氏直に従い、高野山へ赴いた。その後直秀と加賀藩前田家へ仕えた。明治維新後も一族が存在していると思われる。

⑦ 内藤景定・景豊

「津久井古城記」で創作された人物である。

資料⑥

[近 世]

- ① 江戸時代を通じて一時期を除き、直轄領として代官の支配下にあった。

② 呼称

初期は「相州津久井」「相模国津久井領」とよばれた。

元禄4（1691）年、「津久井県」として全国に例のない行政名となり、明治3（1870）年「神奈川県津久井郡」になるまで続いた。

貳貫八百五十文

七百文

廿七貫六百文

此外廿七貫四百文(倉)増分五十五貫文所務辻

以上六拾一貫七百文

長尾¹在家 是ハ荒地

かみ²いと 荒地

大和守³所務*

与瀬之村⁴

七貫貳百文

石井五郎左衛門

五貫五百文

同 四郎太郎

六貫貳百七十文

同 藤左衛門

六貫貳百七十文

同 助次郎

廿七貫四百五十文

守屋若狹守^{モリヤ}

一貫九百五十文

神領⁵

七百五十文

白沢⁶ 是ハ荒地

一貫貳百文

そく沢⁷ 同

一貫文

川崩

一貫文

守屋若狹守屋敷

以上五拾八貫九百四十文⁸

吉野村敵知行半所務¹*

五貫五百文

守屋縫殿助

三貫文

大塚図書助

五貫文

是ハ當代
大和守合力

同 人

貳貫文

同 四郎左衛門

此外

拾貫文

大和守所務

以上廿五貫五百文

沢井村敵知行半所務²

四貫文

石井源左⁸門^(衛)

三貫三百文

落合

一貫貳百文

中村隼人佑

此内貳百五十貫 役自前々致来 出錢も同前
六拾貫文 御藏出 此内十八貫文引錢

一 相良四郎

百貫文

豆州
吉田¹

〔役致来〕

五十貫文 御藏出 此内十五貫文引錢

以上

津久井衆

一 内藤左近將監²

貳百拾四貫四百卅五文

中郡
岡田郷³

此内五十四貫四百卅五文癸卯檢地増分

貳百拾七貫八百五十文

中郡
酒井郷⁵

此内百七十四貫五百五十文癸卯檢地増分

百四拾九貫八百十七文

東郡
河尻村¹

卅貫文

同
中沢之村²

卅五貫文

同
三井村³

卅貫文

〔同〕
八菅熊坂村⁴

三百廿五貫七百六文

中郡
愛甲⁵

此内百廿五貫七百六文癸卯檢地増分

以上千貳貫八百八文

此内三百五十四貫六百八十
六文癸卯檢地増

此内七百五十貫文 當年改被仰付 知行役出錢共

残而

貳百五拾二貫八百八文

役御免於自今以後
も可為其分也

一百貫五百文 中郡
林之郷⁶

内藤兵部少輔

此内五十貫五百文 壬子⁷檢地増分

大普請時半役寄親普請庭次迄請取可致之

一六拾五貫七百五十文 煤ヶ谷⁸ 井上加賀守

地頭方上古沢¹共

此内四十七貫七百五十文癸卯檢地増分

大普請時半役寄親普請庭次迄請取可致之

一拾貳貫七百五十文 煤ヶ谷⁸地頭方 井上雅樂助

此内九貫七百五十文癸卯檢地増分

大普請時半役寄親普請庭次迄請取可致之

此外保内日向之村³

千木良之村⁴

十一貫文

文入兵庫助

十四貫文

小嶋新右衛門

貳貫八百五十文

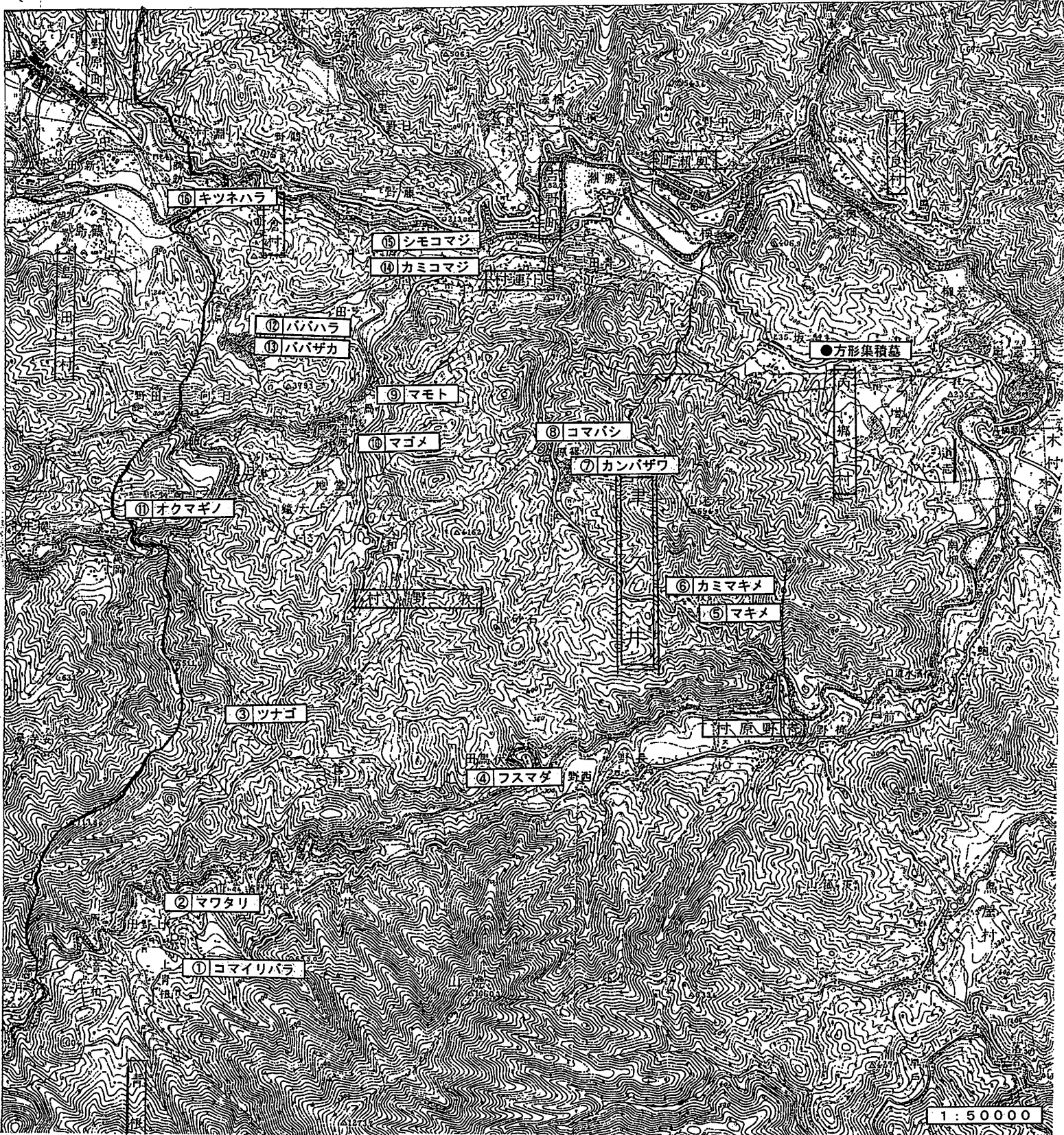
善勝寺⁵

一貫文

神領⁶

一貫七百年

彦右衛門



明治21(1881)年測図大正11(1922)年第2回修正測図

- | | |
|------|---|
| 青根村 | ①駒入原 ②馬渡 |
| 牧野村 | ③綱子 ④伏馬田 ⑤牧馬 ⑥上牧馬 ⑦神馬沢 ⑧駒橋 ⑨馬本 ⑩馬込 ⑪奥牧野 |
| 名倉村 | ⑫馬場原 ⑬馬場坂 ⑭上駒地 ⑮下駒地 |
| 上野原町 | ⑯狐原(古代甲斐國都留郡郡衙遺跡 10世紀ごろの「山」刻印の焼き印出土) |
| 内郷村 | ●方形集積墓 |

一 文書・記録

1 □留村 □は欠字を表す。
塙保己一校印本や三条西家
旧蔵本などいずれも欠字。
『新訂増補国史大系』で
は、校勘者の私見に基づき
「都」の字を補っている。

一 文書・記録

古代(平安時代)

延暦十六年三月二日 相模・甲斐両国が国の堺を争う

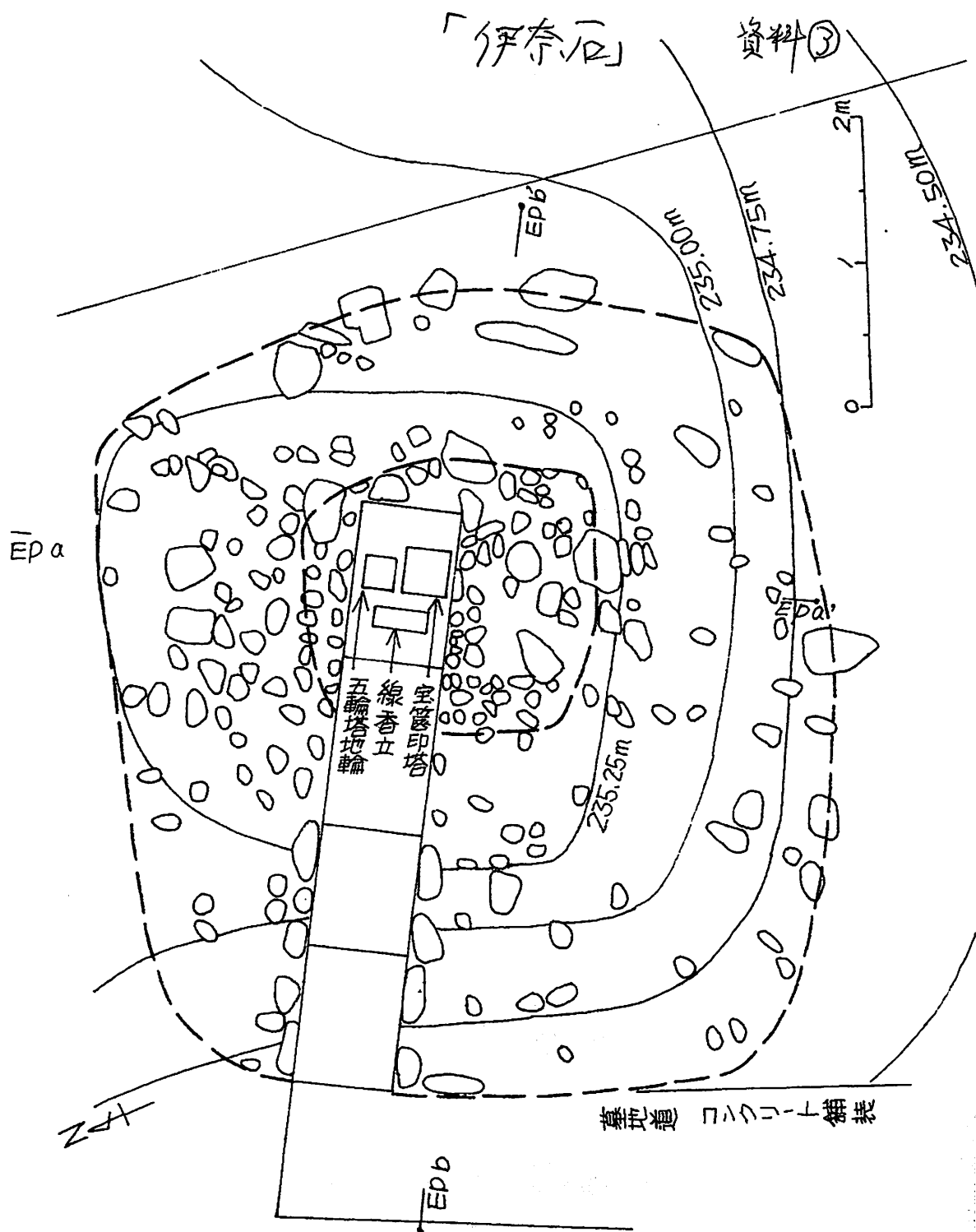
1 日本後紀

五
桓武天皇

延暦十六年三月戊子^(二日)、先是、甲斐・相模二國相争國堺、遣使定甲斐國都留郡□
留村東邊砥澤爲兩國堺、以西爲甲斐國地、以東爲相模國地、

〔読み下し〕

延暦十六年(七九七)三月戊子(二日)、是より先、甲斐・相模の二國、國の堺
を相争う、使を遣し、甲斐國都留郡□留村東邊砥沢を定めて兩國の堺となし、
以西を甲斐國の地となし、以东を相模國の地となす、



1 平板測量図

図2 相模湖山口中世墳墓実測図

雲居開山心香妙清 貞治六年に創建し永和 本尊阿彌陀、
寺末開山心香妙清 四年十一月二日寂す、
○南通寺 光明山と號す 本尊阿彌陀、○月光院 松
澤山と號す、時宗 無量光寺末、本尊阿彌陀、○泉樂院
長竹山と號す、本山修驗 小田原 本尊不動、○山本院
當山修驗 町風閣寺支配、○觀音堂二 共に村民持、
○根小屋村 福古也半良 〇按ずるに、根小屋は都て番手根城など
り此名起りしこと、見えたり、舊記に據て是を稽ふに、根小
屋村は舊と太井村と一村なるべし、【小田原後醍醐】に、根小
又村内にある功雲寺の山號を太井山と稱す、是其村名を號とす
るものか、又雲居寺鐵銘には長竹村と刻して根小屋村の唱を記
さず、されば城邑なれば別に村名を唱へず、城を津久井城と稱し
城を廢するの後、村名を呼ぶものならん、今猶當村の小名に本根小
屋あり、太井村の
小名に北根小屋有 江戸より十四里、奥三保と唱ふ鐵倉將軍
の頃津久井太郎次郎義胤津久井城を築てこゝに居り津久
井を所領すと云へり、津久井城は當村及び太井村の地に屬、北
條氏割據の頃内藤左近將監景定再び津久井城を經營して
是地に居れり、【後醍醐】に津久井内藤左近將監二百十四貫四百
三十五貫文、中野阿田村三百四十九貫八百七十七文、東
甲三十五貫文、大郡中津村三十貫文、阿八曾熊村と記す、其
子大和守景豐の時天正十八年北條氏と共に滅亡せり、今
は大久保加賀守忠貞所領なり 御入國後、御代官遷替及び領
主の沿革は牧野村に同じ、

古檢地は總説に述るが如し、其後元祿五年山川金右衛門
新田四升九合、を檢地す、明和三年・同六年江川太郎左衛
門英征新田 同六年の改高七斗四升九合、を檢地す、戸數百
六十九、東西廿一町南北一里十一町 東、小倉村、北、太井村、
三増村、但し志田山まで三十三町半、夫 一條の通係れり、南
より三増村境まで御林の内十三町半許、
愛甲郡三増村境より北方太井村境に達す、村内に亘る事
一里十一町 路幅五六尺より一丈に餘れり、
○高札場 〇小名 △本根小屋 △金原 △荒工 △下
平井 △明日原 阿志多 △中野 △土澤 △寺澤 外功
愛寺門前百姓の住居せる地を
谷戸と唱へて一區をなせり、
○御林山 反別三百七 志田山と呼説は既に長竹村の條に
辨す、此山は險阻廣袤頗る長大にして當村及長竹村に
屬して愛甲郡三増村に遠ぶ、南方志田山より北方津久
井古城跡寶峯を距る事凡一里、長竹村の條に記すが如
く小幡尾張山縣三郎兵衛などが彼城の押として向ひし
一路是なり、○御林山 反別五十 寶峯と呼、所謂相州津
久井古城跡なり、土人は是を城山と稱す 【甲陽軍鑑】に曰、
高岩或は室力峯に於て甲州上ノ原加藤丹後一手にて夜攻、城
主内藤周防を討取と云々、按ずるに、高岩及び周防が事蹟今

其詳なる事 險阻復鬼の一孤峰にして長松茂生す、鎌倉將
軍の頃筑井太郎次郎義胤、始て一城を築て是地に居れ
り、是を津久井城と呼、爾後内藤左近將監景定これに居
り 天文三年三月廿日卒、其子大和守景豐傳領して茲に居
る、天正十八年小田原城滅亡の初この城も陥り遂に廢
城となる 按ずるに、是城は平岩主親が爲に陥れらる、主
親が陣せし所は功雲寺領金原の地なりと云、今猶
首塚などあり、又按ずるに、大和守景豐の弟を角右衛門景次
と云、流離の後福山侯に寄食す、其子孫内藤角右衛門侯家に
仕へて猶家老たり、景次の五男景展が子孫は、是山は當村と
太井村に屬す、麓より頂に至る折坂曲徑十八町 尺許、
頂上峻して兩丘となる、東丘に飯綱神祠を祀る、爾後
に坎井あり 按ずるに、内藤在城の頃は、淺うして底をみる
水湛へて清潔土人は是を御手洗神水と唱ふ、早乾水溢の
年と云へども常に異ならずと云ふ、西丘は古城壘壁の
跡なり、文化中古城の碑を茲に建つ、

因氏焉、北條氏之時、左近將監内藤景定居之、生大和
守景豐、六郎右衛門景友、皆北條氏之良也、景友生角
右衛門景次、亦有父祖風、北條氏滅亡景豐莫知所終、
阿部侯正勝聞景次勇武、延置幕中、每軍興以賓客從、
健闘陷陣、所向皆有奇捷、佐佑主人能開大封仕、其二
子長貞次陸家老、季豐に、展に歷事正次、重次定に、高
に卒、正盛幼命豐展傳之、盡心輔翼以克襲其封、正盛
既立大叔某不能、平輕豐展以欺罔逐之、豐展之母、植
村侯家政之從母也、故往依焉、遂其子豐弘亦爲之老、
景次之後於是分爲兩家、景豐之亡也、其臣馬場佐渡、
島崎掃部、留居其邑二百餘年、世與兩家隣臣主之禮不
衰、頃者掃部之裔律直、撰述其事、因朝土源弘賢請曰、
直之父宗藏常患故君之世已遠、其墟日圯、我子孫之漸
遺其所由也、欲樹石故墟以告來世、未果而死、直實傷
之、願爲書、嗚呼北條氏盤據關左五世、并吞八國雄視
百城、當時與此相較者、雖以甲越之驚悍、猶不能有加、
至其疆域之大、惟有毛利氏與北條氏已、故其征將林
立、勁卒如雨、自以爲子孫千載不拔之業也、及其君昏
闇、奸臣柄用也、築臺自恣、一旦自取覆滅、是可憫也、
余嘗西上過小田原、觀所謂早雲寺者、訪其五世之丘
壘、鏤削夷滅殆不可的知、而名官體號之記、寥々乎耕

右條と堅く停止訖、若於遠犯之輩者、忽可處嚴科者也、仍而如件、

居諸

富山執事

△總門 △樓門 護園林、三大宇の額を掲ぐ、△本堂 縦八間、横十間、功蓋禪刹、四大宇の額を掲ぐ、△開山堂 縦六間横十三間半、△禪堂 縦四間横十間、△庫裏 縦八間横廿三間、△回廊 幅六尺長廿八間、△鐘樓 延寶七年鑄造の鐘を掛く、銘文采録するに足るものなし、仍て略す、△白山 富士淺間、△古墳墓 津久井城主内藤左近將監景定の墓、地寺後に存す、【寺寶】△一文字茶釜 茶口徑五寸二分、腹徑一尺一寸五分、長五寸七分、△陣太鼓 徑二尺二寸、長二尺一寸三分、已上二器は津久井城主内藤氏寄附するものなりと寺に蔵す、△長刀 花房備前守源防因と刻す、内藤景定の内室法隆は利元壽貞大姉、所持の物なりと云ふ、△首塚 寺領已南金原にあり、天正十八年平岩主税、津久井城を攻落し、城兵の首級を獲て葬埋せし所なりと云ふ、塚の上に松と櫻を栽ゆ、○雪居寺 奥徳山と號す、臨濟宗、開山鎌溪是尊、嘉元元年に創建して、中興鐵叟、天正六年六月三、本尊地藏、尺六寸五分、弘法大師の作なり、慶安元年十五石七斗餘の御朱印を賜ふ、御文官は別卷に録

す、是寺舊とは今の寺地より已西三町許奥にありしが山崩れの災に罹りこゝに移すと云ふ、△表門 九尺二間、奥徳山、三大宇の額を掲ぐ、△客殿 縦七間半横十一間半、西爽、二大字の額を掲ぐ、△庫裏 縦六間半横十五間、△開山堂 △舍利殿、方三間、△鐘樓 方一間半、鐘銘采録するもの如左、

南閣浮提、大日本國關東道、相州愛甲郡毛利庄津久井縣、長竹村、奥徳山雲居禪寺、建長派下、小木寺末山衆會地也、雖有前代小分之寺領、御當代無其領地、雖然三佛忌之辰有用鐘鼓事、拙僧貧乏間、世上貴錢僧俗男女、企萬人購、奉請一錢半錢勸進是則、三代大將軍御代、納天下太平國土安穩故也、爰有大檀那金錢二十字、尾畑勘兵衛尉尙綱御内、村上庄次郎重綱、杉山八藏勝綱、

右意趣者、壽山壁高顯、願海湧深淵、積善餘慶傳子孫次聯綿吉運長久堅龜算壽齡餘現世起祖禪、時々禪除獨、刻々願相連御爲、大將軍源家光卿御眼病御平安也、

于時寛永二乙丑年菊月二十七吉辰

尾畑勘兵衛尉尙綱

△釋迦 毘首羯摩作 木坐像、長二寸五分、△辨財天 弘法大師作

新編相模國風土記稿卷之百二十三

村里部 津久井縣卷之九

毛利庄

○太井村

於保爲

往古は根小屋村も太井村の内と見えたりの説根小屋村

の條に辨す江戸より十四里、北條氏割據の頃は内藤左近將監景定所領なり十五貫文、内藤所爲、今は御料私領入會にて御料は江川太郎左衛門英毅支配し、私領は大久保加賀守忠貞所領なり

御入嗣後、御代官通替及び領主の沿革御料古檢地は總説に述るが如し、其後享保十八年萩原源八郎新田 高三石一斗三

田 升六合六勺、を檢地す、明和六年江川太郎左衛門英証新田 高二斗二升、を檢地せり、戸數百十五、東西十町南北十

三町 東は相模川を限り、對岸中澤村、西は中野村、北に回て相模川、對岸は三井村、南は根小屋村、與方少しく小倉村係

り一條の路係れり、東方中澤村より來り、西方中野村に達す、村内を経ること十町許間程、是は津久井街道にて

甲州への通路なり、

○高札場 ○小名 △小網組 △荒川組 正保の圖に、太井村の側に荒川村

新編相模國風土記稿卷之百二十三 之終

○奇特者 里正丈助が事實人物部に載す、

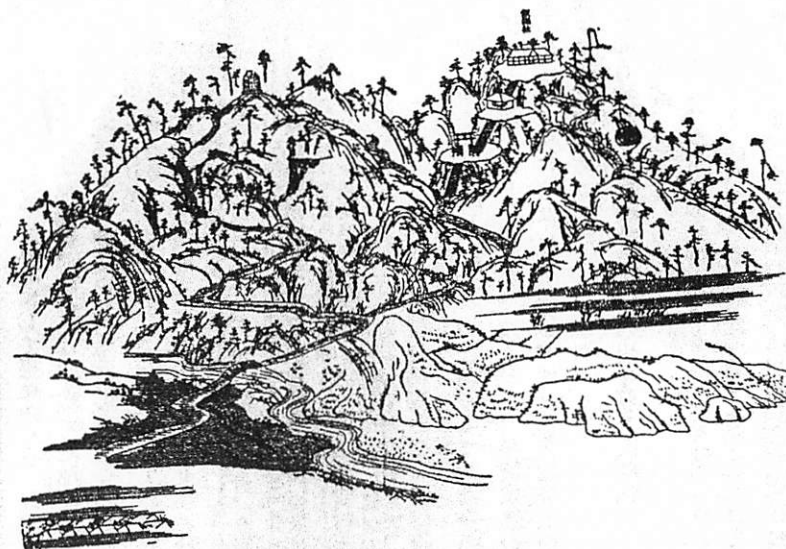
淺草鍋木 權頭綱下

[北条氏所領役帳] 津久井衆

石野 2008.12.15

番号	村名・(知行主)	知行主・(知行地)	役高 (貫・文)	割合 %	備考
1	内藤左近将監	中郡愛甲	325.706	32.5	
		中郡酒井郷	217.850	21.7	
		中郡岡田郷	214.435	21.4	
		東郡河尻村	149.817	14.9	
		東郡三井村	35.000	3.5	
		東郡中沢之村	30.000	3.0	
		東郡八菅熊坂村	30.000	3.0	
		計	1002.808	57.3	
2	内藤兵部少輔	中郡林之郷	100.500	5.7	
3	井上加賀守	煤ヶ谷地頭方上古沢共	65.750	3.8	中郡
4	井上雅楽助	煤ヶ谷〔地頭方〕	12.750	0.7	中郡
5	千木良之村(日向之村)	大和守所務	27.600		
		小嶋新右衛門	14.000		
		文入兵庫助	11.000		
		善勝寺	2.850		
		長尾在家	2.850		
		彦右衛門	1.700		
		神領	1.000		
		かみかいと	0.700		
		計	61.700	3.5	
6	与瀬之村(日向之村)	守屋若狭守	27.450		
		石井五郎左衛門	7.200		
		石井藤左衛門	6.270		
		石井助次郎	6.270		
		石井四郎太郎	5.500		
		神領	1.950		
		そく沢	1.200		
		守屋若狭守屋敷	1.000		
		川崩	1.000		
		白沢	0.750		
		計	58.940	3.4	
7	牧野之村(日陰之村)	井上主計助	46.000	2.6	
8	若柳之村(日陰之村)	大和守所務	15.000		
		山口大炊助	4.250		
		山口雅楽助	3.870		
		野呂中納言	2.600		
		正覚寺	2.500		
		野呂左京亮屋敷	2.327		
		山口侍者	2.000		
		三富	1.672		
		鈴木	1.600		
		計	35.220	2.0	
9	日連之村(日陰之村) 敵知行半所務	守屋雅楽助同四郎左衛門	12.300		
		尾崎掃部助	6.200		
		井上隼人佑	5.500		
		井上甚三郎	4.200		
		計	28.200	1.6	
10	吉野之村(日向之村) 敵知行半所務	大和守所務	10.000		
		守屋縫殿助	5.500		
		大塚図書助	8.000		
		大塚四郎左衛門	2.000		
		計	25.500	1.5	

津久井古城跡圖



列尋丈之間耳、傷古之感、行道之人皆有之、當時國滅之後、其將相大臣之託故君、以登應仕者、顯列邦國、而墳廟之依稀落莫至此何也、其果忘之歟、願彼佐渡掃部者、同皆陪臺之微、子孫又降爲民伍、豈籍其故君爲軒輊者哉、乃獨執臣僕之禮於二百餘年之久、而律直父子、又能請文以示來者信哉、忠孝之世、濟其美也、抑彼內藤氏之結其臣僕者、其亦異於北條氏之待諸臣也、夫是皆可喜也、遂書與之阿部侯今福山城主、植村侯今高取城主、景次八世孫景弘、豐展七世孫景明、見仕二侯、俱居顯要云、

文化十三年冬十一月廿又八日

鳥崎律直建
廣瀬群鶴刻

○秣場山殿別凡 ○串川殿長竹村の條及 南方長竹村内より來たり、東方小倉村に達す、水路村内を經ること十町餘川幅二 ○蛭窪川 水源村の西偏、秣場山の谷間より漑ぎ出る小流にて、東方下平井にて串川に合す、水路村内を經ること二十町許川幅六

○陣屋跡 寛永の頃御代官守屋左太夫行昌は地に住居して縣内の訟を聽し所なりと云、牢屋跡などあり按ずる村にも、守屋左太夫が邸址あり、既に其村の條に記す、故ありて没收せられ、寛文四年縣内一圓檢地の時より村民持畑となる、今猶陣屋跡

と唱ふ、小石祠を立て、第六天を祀る、大樺一株あり二尺、神木と稱す、

○諏訪社 根小屋神社と號す、別當壽性院村中の鎮守、例祭七月廿六日、△鐘樓 洪鐘を懸く、御代官守屋左太夫行昌が寄附、縣中八の内なりと云ふ、寛文十六年某月日と刻す、銘文采錄すべきに足らず、仍て略す、

○飯綱社 別當前に同じ、○第六天社 村民持、○稻荷社 神職大熊丹後之助持、○飯綱社 修驗賢太郎坊持、神龜二年新建の神社なりと云傳ふ、縁起棟札等なければ事跡詳ならず、元和九年の洪鐘を掛く、

○功雲寺 太井山と號す、曹洞宗下總國府臺總持寺の末、開山大綱

應永十五年應永十五年に叛建し、永享三年三月廿日卒、法臨繼山院殿功雲道勤大居士と記す、本尊釋迦、慶長四年二月十日五十石の封券、御朱印を賜る、御朱印の文及び彦坂小刑部古祭一通共に別卷に録す、慶長四年二月十一日門前に立る所の木牌あり、其文左の如し、

禁制

- 一 於境内殺生之事、
- 一 山林竹木伐採之事、
- 一 寺中にをゐて、喧嘩口論狼藉之事、

功雲寺之圖

